

東南アジア知財ネットワーク 2021 年度総会  
議事概要

2022 年 3 月 24 日

東南アジア知財ネットワーク事務局

(1) 開会挨拶

- ・事務局（JETROバンコク事務所、シンガポール事務所）より開会挨拶

(2) 2021 年度の活動報告及び 2022 年度の活動予定（事務局より）（5 分）

- ・2021 年度は、現時点までに計 84 件のニュースを配信
- ・配信したニュースは大きく以下 2 つのカテゴリーに分けられる
  - 1) 新型コロナの影響：各国知財局の業務の制限、窓口の閉鎖とオンライン手続きの促進、各種手続きの期間の猶予、減免の延長など
  - 2) 法改正：タイ DIP による特許法改正に関するパブコメの結果を公表、タイ DIP による強制実施権に関する特許法改正案のパブコメ募集、タイ著作権法の改正案成立、マレーシアの特許法・著作権法の改正、ベトナムの知的財産法全面改正など
- ・ミャンマーにおける政変後の動向にも注視し、最新ニュースを配信していく。現地からの直近の情報では、代理人向けに商標出願手続きに関するセミナーが開催されたとのこと。グランドオープンは、2022 年中を予定しているが、具体的な時期は不明とのこと
- ・2021 年 6 月と 7 月に、「AEAEN 知財動向報告会」を開催して ASEAN 知財の最新情報を発信
- ・2021 年 6 月には、インドネシアの雇用促進オムニバス法に関するウェビナー、2022 年 1 月には、シンガポールとマレーシアにおける職務発明・発明報奨制度に関するセミナー、2022 年 2 月には、パテントマップ・IP ランドスケープに関するセミナーを開催
- ・2022 年度も、ニュース配信、各種 WG での活動、ウェビナーによる情報発信を継続して実施予定

(3) 2021 年度の活動報告及び 2022 年度の活動予定（各 WG より）

① タイ WG

- ・WGメンバーによる定例会を計6回開催。主な議題は、1)タイWGの今後の活動方針、2)タイ地方税関との意見交換から得られた知見の共有。2)に関しては、税関職員より、「コロナの影響で模倣品の流通量は減少していること」、「オンライン市場の拡大により模倣品の流通が小口化していること」をヒアリングできた旨を報告
- ・タイDIP実務者と、商標の審査マニュアル改正について意見交換を実施した旨を報告。「3文字商標が登録されるために、3文字の由来や採択の理由などを書面で説明する必要があるか？」という質問に対し、DIPからは「そのような書面を出すことは可能であるが必須ではない」との回答を得られた旨を報告。また「商標検索データベースの英語版が新設されるか？」という質問に対し、「2022年9月末までに追加予定である」との回答を得られた旨を報告。さらに、タイDIPより、日本の情報提供と同様の手続きが存在するという説明があった旨を報告。
- ・2022年度の活動計画としては、2021年度にできなかった活動を含め、2021年度の活動を踏襲する予定であり、さらに真贋判定セミナーを実施する予定である旨を報告。

② シンガポールWG（旧インドネシアWG）

- ・インドネシアWGからシンガポールWGへ名称を変更した旨、さらに現在のWGメンバーの構成について報告
- ・エプソンシンガポール様に、最新の模倣品対策をヒアリングした旨を報告。エプソンシンガポール様は、模倣品（特にオンライン上の模倣品）への対応を1企業のみで行うのは難しいという発想から、製品を購入するお客様を巻き込んだ対策を実施している。具体的には、商品に付されたQRコード（真正品に付されたQRコードには、それが真正品であるという情報が記録されている）を、お客様自身がスマホにダウンロードした専用アプリで読み込んで、当該製品が本物か贋物かを見分けるというやり方。このQRコードおよび専用アプリの両方を模倣する業者はまだ存在せず、有効なアプローチであると言える旨を報告
- ・JICA専門家より、DGIPの動向に関する情報を取得し、メンバーで共有した旨を報告。得られた情報は以下の通り
  - ①DGIPの体制刷新  
幹部の異動が多数あり
  - ②オムニバス法（特許実施義務）

2021年11月、憲法裁判所が、オムニバス法の手続きには瑕疵があるとのコメントを出したとのこと。この瑕疵が修正されないと、オムニバス法が無効になる可能性もある（ただし、修正されるまでは現在のオムニバス法は有効であるので要注意）

### ③特許審査ガイドライン

DGIP審査官のための特許審査ガイドラインが作成され、現地代理人へ開示された（DGIPのHPでは未開示）

### ④特許法改正

2021年8月に、DGIPのHPにおいて特許法改正案が公表されたとのこと。24項目に渡る改正で、例えばコンピュータープログラムが発明に該当するようになる、グレースピリオドが6ヶ月から12ヶ月になる、特許国内実施義務の規定において実施ステートメントを義務付ける、といった内容が盛り込まれている模様

### ⑤優先監視国除外のための取り組み

米国USTRから長年の間指定されている優先監視国からの除外を目指し、DGIP局長を含む幹部総勢で2021年12月に米国へ出張してUSTRと議論を行うなどの動きあり

### ⑥日本からのサポート

2022年1月・2月に特許審査実務の研修をJPOが提供。2022年1月、JPOとJETROから商標ワークショップの機会を提供。2022年3月には、インドネシア政府と日系企業とで、模倣品対策に関する実務者対話を実施・2022年度の活動計画としては、5月に開催予定のマレーシア知財公社との実務者対話、9月にシンガポールのIP Weekへ参加などを予定している旨を報告。さらに、引き続き、知財動向の最新情報を取得し、メンバー間で共有していく旨を報告

## ③ ベトナムWG

・IP ベトナムと、知財法改正に関する意見交換会を実施した旨を報告。どのように改正されるのか特に注目していた点につき、IP ベトナムから以下のコメントを受領

#### 1) 行政罰の対象から特許権侵害と意匠権侵害が削除されるか否か

現在の改正案では、現行法通り、特許権侵害と意匠権侵害も削除されずに残っているとのこと

#### 2) 秘密特許の所有者規定における「ベトナムに居住する者」とは具体的に誰なのか

「ベトナムに居住する者」とは、2020年居住法122条に則し、ベトナムに永住していることを前提としている人とのこと。さらに、100%海外で創作された発明は、安全保障管理の対象外であるとのこと

#### 3) 悪意の商標の認定方法

具体的運用は今後検討されるとのこと。日本側より「外国で使用されている商標についても、それを冒認出願する者に対して悪意があると認定して欲しい」旨をお願いし、ベトナム側から検討する旨の回答を受領

- ・IP ベトナムからは、特許審査に関し、「審査ガイドラインをJICA専門家と協力して改定していく」点、「PPHの上限撤廃は難しい」点などのコメントも受領
- ・2022年度の活動計画としては、知財法改正の動向、運用面がどのように策定されるかをウォッチングする旨を報告。さらに、VIPRI との特許・商標ワークショップは、オンラインも見据えて、来年度の開催を目指す旨を報告

## (4) 全体を通じての質疑応答、意見交換

以下の、参加者と事務局との質疑応答あり

参加者：オムニバス法が無効になる可能性があるのか？無効になるということは、20条が元に戻るのか？

事務局：2021年11月の憲法裁判所の判断によると2年以内に瑕疵が修正されないと無効になるとのこと。この2年間は有効である。オムニバス法が無効になると、20条が元に戻ることになる。

参加者：特許法改正の中にも、実施ステートメントの提出義務が織り込まれるようである。特許の実施義務に関する動きのウォッチングを、誰か取りまとめてやっているのか？

事務局：JICA専門家とJETROで、最新の動きは追っている。引き続き情報の取得に努め、新たな動きがあれば共有させて頂く。

事務局：各WGから報告のあった、各国知財局との実務者会合について補足説明をさせて頂きたい。JPOから、日系企業と現地知財局の実務者との意見交換の機会を増やすべきではないかという課題意識に端を

発し、SEAIPJの活動の範囲の中で実施した。こういう機会は、やはり有益な情報を吸い上げることができるため、今後も他の知財庁との意見交換会を実施していきたい。皆様からのアイデア・活動案も頂ければ幸い。

参加者：ASEANの知財局との協力関係は、今どのような状況か？

事務局：タイ・ベトナムについては、JPOから審査官向けの研修を提供している。JICAの専門家を現地に派遣し、審査基準の改訂のサポートをしたりしている。中国、欧州、米国も、タイに対して研修を提供しているという話を聞いている。また韓国はベトナムに対して、同様に研修を提供していると聞いている。シンガポールでは、WIPOシンガポール、イギリス、フランスの知財アタッシェが駐在しており、ASEAN各国の知財庁をサポートする体制が整っている。現在はコロナの影響で活発な活動はされていない様子だが、今後、本格的に活動を行うと思われる。

参加者：他国がASEAN各国の例えば審査基準などにおいて、自国の色を付けたいと考えて色々な動きを始めているように見受けられる。これまでは日本が主導していたが、今後は他の国の勢いに押される可能性もあるので、そのような動きを監視していきたい。シンガポール知財庁のHPを見てみると、ASEAN各国の知財局間の交流もなされているように見受けられる。彼らが独自で色々と活動をしている点についても、ウォッチングして欲しい。

事務局：把握している限りにおいては、他国はまだ日本のように各国の審査基準の改訂といった深いところまでは入り込んでいないと思われる。事務局としても、中国をはじめとする他国の動き、ASEAN各国の知財局間の動きに注目していく。

#### (5) 事務連絡

- ・事務局より、本総会の議事概要を作成し、出席者に共有する旨連絡。

(以上)